

中頓別町子育て支援ガイド

中頓別町は、健やかでこころ豊かな子どもを育てる環境づくりに取り組んでいます。

高校卒業まで
医療費
無料

第2子目から
保育料
全額無料

中頓別町は、子ども・子育て支援事業計画を基本とし、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善を保健福祉課、教育委員会、認定こども園等と連携を強化し、地域の子育て支援の充実を図ってまいります。
このガイドは、支援策をまとめたものです。



中頓別町

区分	担当課	支援策
<p>独自制度</p>	 <p>保健福祉課 (6-1995)</p> 	<p>予防接種費用助成</p> <p>難病患者等の交通費助成</p> <p>虫歯予防</p> <p>通園センターの交通費助成</p> <p>不妊治療費助成</p> <p>妊婦健康診査助成</p> <p>妊婦健康診査交通費助成</p> <p>子どもの医療費の無料化</p> <p>ひとり親家庭等の医療費助成</p> <p>養育医療費の助成</p> <p>児童手当</p> <p>児童扶養手当</p> <p>特別児童扶養手当</p> <p>小児慢性特定疾病等難病医療費助成</p>
<p>国・道制度拡大</p>		
<p>国・道制度</p>		
<p>独自制度</p>	<p>認定こども園 (6-2727)</p>	<p>世代間交流</p> <p>小中学校との交流</p> <p>相談・交流広場</p> <p>保育料の減免</p> <p>延長保育</p> <p>一時預かり</p>
<p>国・道制度拡大</p>		
<p>国・道制度</p>		
<p>独自制度</p>	<p>政策経営室 (6-1111)</p>  <p>教育委員会 (6-1111)</p> 	<p>いきいきふるさと推進事業</p> <p>交流事業</p> <p>少年団推進事業</p> <p>町民各種スポーツ大会</p> <p>冬季スポーツ教室の運営</p> <p>文化スポーツ表彰</p> <p>夢と希望を！感動体験事業</p> <p>町民文化祭</p> <p>芸術文化公演</p> <p>成人式の運営</p> <p>就学援助</p> <p>放課後子どもプラン</p> <p>外国青年招致事業</p>
<p>国・道制度</p>		
<p>独自制度</p>	<p>産業建設課 (6-1111)</p>	<p>そうや自然学校</p>

区分	担当課	支援策	説明
医療		不妊治療助成	不妊治療を行っている妊婦さん方に対して、治療費の一部を助成しています。
		不妊治療交通費助成	不妊治療を行っている妊婦さん方に対して、通院に必要な交通費の一部を助成しています。
		妊婦健康診査助成	妊婦健康診査を受診する費用の一部を助成しています。
		妊婦健康診査交通費助成	妊婦健康診査を受診するために必要な交通費の一部を助成しています。
		虫歯予防	未就学児を対象に歯科検診やフッ素塗布を無料で行っています。また、小学生を対象に歯の健康相談を開催しています。 平成28年1月から認定こども園、小学校でフッ化物洗口が実施されています。 平成29年度からは、中学校でもフッ化物洗口が実施されます。
		予防接種費用助成	500円で季節性インフルエンザの予防接種を受けられるように助成しています。 その他にも、BCGや4種混合などの定期予防接種は無料で受けられます。
		子ども医療費の無料化	子ども（0歳～高校卒業まで）の医療費の保険適応分の医療費が無料となります。
		ひとり親家庭等の医療費助成	ひとり親家庭等の父母や児童に対して医療費の一部を助成しています。
		養育医療費の助成	入院医療を必要とする未熟児に、指定養育医療機関にて適切な医療給付を受けるための医療費の一部を助成しています。
		小児慢性特定疾病の交通費助成	小児慢性特定疾病の方が通院にかかった交通費の一部を助成しています。
福祉		子どもに対する各種手当の充実	児童手当 0歳から中学校卒業までの児童がいる世帯に対して給付される手当です。
			児童扶養手当 ひとり親家庭で0歳から18歳の児童がいる世帯に対して給付される手当です。
			特別児童扶養手当 0歳から20歳までで障がいをもつ児童がいる世帯に対して給付される手当です。
			障がい児福祉手当 重度の障がいをもつ児童がいる世帯に対して給付される手当です。

保健福祉課
(6-1995)

区分	担当課	支援策	説明
福祉	保健福祉課 (6-1995)	通園センターの 交通費助成	障がい者手帳をお持ちの方で通所及び通園にかかった交通費の一部を助成しています。
保育	 認定こども園 (6-2727)	保育料の減免	世帯の所得や家族構成に応じて保育料が減免されます。
		延長保育	保護者の仕事の都合や病気などのために通常の開園時間を超えて子どもの預かりを行います。
		一時預かり	保護者の仕事の都合や病気などのために緊急に子どもの預かりが必要になった場合に利用できます。
		世代間交流	高齢者と園児の交流を行っています。 平成27年度は花壇づくりや運動会をはじめ、敬老会への参加やしめ縄づくり、長寿園への訪問を行いました。
		 小中学校との 交流	地域の小中学生と園児の交流を行っています。 平成27年度は畑づくりや盆踊り、人形劇、町内の高校生や小中学生が夏休みを活用し、保育士としての体験学習を行い交流をしました。また、認定こども園を放課後に開放し交流を行っています。
		相談・交流広場	親子同士で相談や交流ができるように認定こども園で各種広場を開放しています。
定住促進	政策経営室 (6-1111)	いきいきふるさと 推進事業	出生祝（商品券3万円分）や子どもの紙オムツ、絵本を贈呈しています。絵本は健診の時に渡しています。
教育	 教育委員会 (6-1111)	就学援助	給与等の所得額に応じて、学用品費や給食費など小学生及び中学生に必要な経費の一部を援助しています。
		子どもの読書活動推進事業 (ブックスタート)	乳幼児健診に合わせて読み聞かせを年4回実施し、絵本を2冊プレゼントしています。
		交流事業	カルタ大会や教室、異世代ふれあい交流を行い地域全体で子どもの健全育成を図ります。
		少年団活動推進事業	スポーツ少年団に対して各種支援を行っています。

区分	担当課	支援策	説明
教育	教育委員会 (6-1111)	町民各種スポーツ大会の開催	スポーツを通じて生涯にわたるスポーツの推進や健康増進、体力の向上を図ります。
		冬季スポーツ教室の運営	冬季スポーツを通じて運動不足の解消や健康増進、体力向上を図ります。
		放課後子どもプラン	放課後などに子どもたちの安全で健やかな居場所づくりとして、各種体験活動等を推進していきます。
		外国青年招致事業	外国語指導助手（ALT）を招き、外国語教育の充実や国際交流を促して行きます。 火曜日19時30分から、金曜日は10時30分からそれぞれ英会話教室を開催しています。
		成人式の運営	社会人としての責務などを理解することでさらなる飛躍を応援するための式典と、成人を祝う会を開催しています。
		文化スポーツ表彰	中頓別町の文化・スポーツの振興に貢献し、著しく功績があった方に対して表彰を行います。毎年、町民文化祭で授賞式を開催しています。
		夢と希望を！感動体験事業	20歳までの町民が学校単位や子ども育成会、スポーツ少年団活動などで取り組む体験活動に補助金を交付しています。 対象となる体験・交流活動の例として、ミュージカル、美術鑑賞、動物園、博物館見学、木工、ガラス工房、スポーツ観戦などがあります。
		町民文化祭	町内の文化活動を行う団体・個人の作品展示や芸能発表、体験活動やバザーなどを通じて、祭典として開催するとともに、こども園の工作、小・中学校での図画、書道といった成果を発表する機会としています。
体験	産業建設課 (6-1111)	芸術文化公演	学校体育館などの身近な場所で舞台などを鑑賞する機会を提供し、小学生及び中学生の個性や芸術を大切にする心を育みます。町民の芸術文化に触れる機会にもしています。
		そうや自然学校	中頓別町の豊かな自然環境を生かした自然体験や創作体験プログラムを提供しています。 小中学生を対象とした自然体験事業「いいところ探し隊」や認定こども園との連携事業「森のこども園」では、キャンプや森の素材を使った創作活動などを行っています。



1 赤ちゃんが生まれるまで

妊娠の届出

妊娠がわかったら、早めに届出をしてください。保健センターで、母子健康手帳をお渡ししています。また、妊娠届出書には、出産予定日の記入が必要なため、診断を受けた医療機関で確認の上、窓口にお越しください。母子健康手帳は、お子さんの健診結果や予防接種歴など、お母さんとお子さんの健康の記録として大切です。

【持ち物】 出産予定日がわかる書類

【お問い合わせ】 保健福祉課 ☎6-1995

妊娠健康診査・交通費助成・宿泊費助成

母子健康手帳交付時に中頓別町に住民票がある方に、受診票をお渡しします。助成上限額を超えた場合は、自己負担となります。保険診療による検査、治療等は助成対象となりません。里帰り出産等の理由で、道外で受診した際は、一部自己負担が発生します。詳しくは担当課までお問い合わせ願います。

また、中頓別町には、妊婦健診を受けられる施設がないため、妊婦健診、出産時、産後健診の交通費と出産準備のための宿泊費の一部を助成しています。

〈交通費〉

公共交通機関利用：費用の2/3の額（上限1回あたり8,000円）

公共交通機関以外：1 kmあたり20円を乗じた額の1/2（上限3,500円）

〈宿泊費〉

費用の2/3の額（上限1回あたり5,000円）

【申請先】 保健福祉課

【持ち物】 診療費請求書・領収書の写し又は通院費等証明書、印鑑

【お問い合わせ】 保健福祉課 ☎6-1995

不妊治療費の助成・交通費の助成

妊娠を希望されている方の経済的負担を軽減するため、医療費の一部を助成しています。ただし、夫婦以外の第3者から提供を受けた精子・卵子・胚による不妊治療や代理母などによるものは対象外です。また、不妊治療に必要な交通費の助成も行っています。

〈治療費〉

特定不妊治療：医療費の自己負担額の1/2（上限は1回につき15万円）

一般不妊治療：医療費の自己負担額の1/2（上限は年間5万円）

〈交通費〉

公共交通機関利用：費用の2/3の額（上限1回あたり10,000円）

公共交通機関以外合：1 kmあたり20円を乗じた額の1/2（上限6,200円）

【お問い合わせ】 保健福祉課 ☎6-1995

2赤ちゃんが生まれてから

出生届

赤ちゃんが生まれたときは、生まれてから14日以内（生まれた日を含む）に市区町村役場への届け出が必要です。

【持ち物】届出人の印鑑、出生証明書、母子手帳

【お問い合わせ】総務課住民グループ ☎6-1111



出生届けに伴う手続き

子ども医療費の助成

高校卒業までの子ども（卒業する年の3月31日まで）に受給者証の交付を行い、入院・通院に係る保険適用の医療費自己負担額を助成します。

【持ち物】保護者と子どもの保険証、印鑑

【お問い合わせ】保健福祉課 ☎6-1995

出生育児一時金

分娩者が加入している医療保険から、出産育児一時金が支給されます。

中頓別町の国民健康保険に加入されている方は、出産育児一時金が発生した場合は通知します。

※分娩時の費用負担を軽くするため、出産一時金を上限として、分娩費用を医療機関が医療保険に直接請求する「直接支払制度」があります。

【お問い合わせ】保健福祉課 ☎6-1995

児童手当

児童手当は、中学校修了までの子ども（15歳到達の最初の3月31日まで。）を養育している方に支給されます。

※転出・転入・出生日の翌日より15日以内に申請をしてください。

【月額支給】3歳未満…15,000円

3歳～小学校卒業まで

第1子・第2子…10,000円

第3子以降…15,000円

中学生…10,000円

※所得制限限度額以上の方は、子ども1人につき一律5,000円

【申請先】保健福祉課

【持ち物】診療費請求書・領収書の写し又は通院費等証明書、印鑑

【お問い合わせ】保健福祉課 ☎6-1995



出生祝・絵本プレゼント

出生届けを提出された方に出生祝として、商品券（3万円分）、紙オムツ、紙オムツ用ごみ袋を贈呈しています。また、乳幼児健診時に絵本を贈っています。

【お問い合わせ】総務課政策経営室 ☎6-1111

医療費の助成

子ども医療費助成やひとり親家庭への医療費助成のほかに、次の医療費助成制度があります。いずれも所得制限や症状などの条件がありますので、お問い合わせください。

未熟児養育医療給付	1歳未満の未熟児で入院が必要な場合、医療費の一部を助成します。
小児慢性特定疾病医療給付	18歳未満の児童が次の疾患にかかり入院及び通院が必要な場合、医療費の一部を助成します。 悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、先天性代謝異常など
結核児童療養給付	18歳未満の児童で、骨関節結核、その他の結核にかかっており、その治療に6カ月以上の入院療養が必要な場合、医療費の一部を助成します。
自立支援医療費 (育成医療)	18歳未満の児童で、身体に障がいのある児童又は放置すると障がいを残す児童で、確実な治療効果が期待できる場合、医療費の一部を助成します。

【お問い合わせ】保健福祉課 ☎6-1995

歯科検診・フッ素塗布

歯科医師や衛生士による健診、フッ化物塗布、ブラッシング指導を行っています。日程や時間は広報などでお知らせする予定です。

【お問い合わせ】保健福祉課 ☎6-1995

こんにちは赤ちゃん訪問事業（全戸訪問）

赤ちゃんが生まれたら、保健師がご自宅を訪問します。赤ちゃんの体重測定その他、育児相談、お母さんの体調相談をお受けします。里帰り出産をする場合は、ご連絡ください。また、希望に応じて随時訪問を行っていますので、お問い合わせ先までご連絡ください。

【対象】赤ちゃんの生まれた家庭すべて

【申込み】電話で日程や訪問先をご相談させていただきます。

【お問い合わせ】保健福祉課 ☎6-1995



乳幼児健康診査

2カ月～13カ月、1歳6カ月～1歳11カ月、3歳～3歳11カ月児を対象に、乳幼児健康診査を行っています。小児科医の診察や保健師、栄養士による発育・発達が順調であるかなど健康の確認をしています。案内は、個別にお知らせしています。詳しくは、お問い合わせください。

【お問い合わせ】保健福祉課 ☎6-1995

乳幼児相談事業

乳幼児健診のない月に、身体測定や栄養相談などを行っています。育児についての相談や親同士の交流の場となっています。

【お問い合わせ】保健福祉課 ☎6-1995

離乳食教室

離乳食の進め方や形態など、調理実習を通して楽しく勉強をします。事前に申し込みが必要ですので、詳しい内容などについてはお問い合わせください。

【対象児童】5ヶ月～1年13ヵ月程度の子ども

【お問い合わせ】保健福祉課 ☎6-1995



予防接種を受けましょう

赤ちゃんはお母さんから抵抗力をもらって生まれますが、徐々に失われていきます。このため、生まれてから一定期間を過ぎると赤ちゃん自身で免疫を作り、病気を予防しなければいけません。これに役立つのが予防接種です。対象者には、個別に案内を送ります。



上の表の ■ と ■ は予防接種法で定められた定期予防接種の対象者です。標準的な接種期間である ■ 期間中にできるだけ接種を受けましょう。

【お問い合わせ】保健福祉課 ☎6-1995

3子どもを預けたいとき

子育ての援助をしてほしいとき

ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターは、育児の援助を依頼する会員（依頼会員）と援助を提供する会員（提供会員）をマッチングすることで、育児の援助活動を行います。利用する際は、両会員とも事前に登録が必要となります。

- 【援助内容】
- ・認定こども園への送迎
 - ・保護者が病気などの急用ができた場合
 - ・認定こども園や学校の時間外の子どもの預かり
 - ・冠婚葬祭などの行事の際の預かりなど

【利用料金】30分あたり400円（町からの助成が受けられる場合があります。）
平成28年度は無料です

【お問い合わせ】保健福祉課 ☎6-1995

一時預かり

保護者が仕事の関係で、断続的に保育ができない場合や事故、入院などによって一時的に保育が必要となった場合に利用できます。

- 【利用料金】4時間保育…250円
8時間保育…500円
※上の時間を超えると1時間あたり150円が加算されます。
※給食料金は別途自己負担となります。

【お問い合わせ】認定こども園 ☎6-2727

放課後子どもプラン

放課後などに子どもたちの安全で健やかな居場所づくりの推進を行っています。

- 【授業期間中】
- ・月～金…下校時～17時30分
 - ・土曜日（奇数週）…9時～12時

- 【長期休業中】
- ・月～金…9時～17時30分
 - ・土曜日（奇数週）…9時～12時

- 【負担額】
- ・月10日以上…1,000円（定額）
 - ・月10日未満…1日100円
- ※非課税世帯は無料です。

【活動場所】 町民センター、認定こども園、町民体育館

【お問い合わせ】教育委員会 ☎6-1111

4 認定こども園

子ども・子育て支援新制度について

子ども・子育て支援新制度は、消費税率引き上げによる増収分を財源とし、子どもを産み、育てやすい社会の実現を目指して平成27年4月からスタートしました。

新制度では、認定こども園などを利用する際に支給認定を受ける必要があります。
※支給認定は、保育の必要性や子どもの年齢に応じて、1号認定から3号認定までの3つの認定区分に分けられます。

認定区分	対象
1号認定	子どもが満3歳以上で、教育を希望する場合
2号認定	子どもが満3歳以上で、保育の必要性があり、保育を希望する場合
3号認定	子どもが満3歳未満で、保育の必要性があり、保育を希望する場合

保育の必要量

保育必要量	認定例
保育標準時間	<ul style="list-style-type: none">両親がいずれも、月120時間以上就労している父親が月120時間以上就労し、母親が妊娠等により子どもを保育できない場合など
保育短時間	<ul style="list-style-type: none">両親の一方が月120時間以上就労し、もう一方が月48時間以上～120時間未満就労している両親の一方が月48時間以上就労し、もう一方が求職活動中である場合

認定こども園・入園手続

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を持つことで、教育と保育を一体的に行い、保護者の就労状況にかかわらず入園することができる施設です。

【入園手続】

直接認定こども園へお申し込みください。

【お問い合わせ】 認定こども園 ☎6-2727



5 小学校へ入学するときに

入学するまでの流れ

就学時健診

新年度に入学予定の子ども
の保護者に案内を送ります。

入学通知書

1月下旬～2月上旬
に送ります。

入学



【お問い合わせ】 教育委員会 ☎6-1111

転校

【転入したとき】 今までの学校で交付された在学証明書を提出してください。

【転出するとき】 在学証明書と転学児童・生徒教科用図書給与証明書を受け取り、
新住所地の教育委員会へ提出してください。

【お問い合わせ】 教育委員会 ☎6-1111

就学援助制度

町内の小中学校に通う児童の保護者で、経済的に困っている方に就学費を援助します。

- 【対象】
- 生活保護を受けている方
 - 市町村民税が非課税の方
 - 児童扶養手当の支給を受けている方など
- ※世帯全員の所得により審査をします。

家族構成	父・母 子（中学生）	父・母 子（小学生） 子（小学生）	父・母 子（中学生） 子（小学生）
所得のめやす (前年度中の所得額)	2,350,000円 以下の方	2,723,000円 以下の方	2,872,000円 以下の方

【お問い合わせ】 教育委員会 ☎6-1111

6ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭等に対する手当

児童扶養手当

離別や死別などで父親又は母親のいない家庭や実質的に父親又は母親が不在の状態である時、児童（18歳に達する日の前日が属する年度の3月31日まで、心身に障がいのあるときは20歳の誕生日の前日まで）を監護する母親、児童を監護し、かつ生計を同じくしている父親、又は父母に代わって養育している方に手当が支給されます。（請求した翌月分から支給となります。）

【月額】第1子…42,330～9,990円
第2子加算額…10,000～5,000円
第3子加算額…6,000～3,000円

※受給者の所得や公的年金給付等の受給状況により手当の一部又は全部が停止されるなど条件があります。

【お問い合わせ】保健福祉課 ☎6-1995

ひとり親家庭等医療費助成

ひとり親家庭等で父親又は母親が子どもを扶養・監護している場合、両親がいない子どもが他の家庭で扶養されている場合に、ひとり親と子どもの保険診療による自己負担額を助成します。親は入院・指定訪問看護のみ助成となります。

【お問い合わせ】保健福祉課 ☎6-1995

DVとは

ドメスティック・バイオレンス（DV）とは、同居する近親者から受ける暴力行為のことです。

被害者と加害者に経済的・心理的な劣等感からくる隷属関係、あるいは自己犠牲的な対人関係が出来ており、被害者がDVを受けていることを他言出来なかったり、他者に相談して別居の助言を貰ってもそれが実行出来ないことが被害を大きくしてしまいます。

【相談窓口】

中頓別町介護福祉センター	☎6-1995
女性人権ホットライン	☎0570-070-810
こころの電話相談	☎0570-064-556
性犯罪の相談（道警）	☎0120-756-310

7 障がいのある子どもへの支援

障がいのある子どもへの支援

特別児童扶養手当

心身に障がいのある20歳未満の児童を養育している父母又は、養育者に手当を支給します。

【支給月額】 1級…51,500円 2級…34,300円

※所得制限などの条件があります。

【お問い合わせ】 保健福祉課 ☎6-1995

自立支援医療費の助成（育成医療）

18歳未満の児童で、身体に障がいのある児童又は放置すると障がいを残す児童で、確実な治療効果が期待できる場合、医療費の一部を助成します。

【お問い合わせ】 保健福祉課 ☎6-1995

通園・通所に係る費用の助成

南宗谷地域で障がい福祉サービスを利用する方々が、通所又は通園のために必要な費用の一部を助成しています。

	助成額
公共交通機関	交通費の証明書（領収書など）の額の2/3の額 8,000円まで助成可能
公共交通機関以外	1,100円

【対象者】 手帳をお持ちの方で障がい福祉サービスの利用承認を受けている方

【持ち物】 通帳、印鑑、交通費の証明書（領収書など）

【お問い合わせ】 保健福祉課 ☎6-1995

通院に係る費用の助成

療育手帳をお持ちの方に通院にかかった費用の一部を助成しています。

詳細はお問い合わせください。

【お問い合わせ】

保健福祉課 ☎6-1995

障害児福祉手当

心身に重度の障がいのある20歳未満の方に支給します。

【支給月額】 14,600円

【お問い合わせ】

保健福祉課 ☎6-1995

8 児童虐待の防止

児童虐待とは

親や親に代わる養育者が、子どもの心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為を児童虐待と言います。虐待は、子どもの人権を著しく侵害するだけではなく、時には生命まで脅かすことがあります。また、虐待は、子どもの心に深い傷となって残り、不信感や敵意、絶望感などがその後の人格形成に大きな影響を与えることもあります。

虐待は一般的に次の4つのタイプに分類されますが、これらの行為は重複していることがよくあります。

身体的虐待

殴る、蹴る、戸外へ締め出すなど体に傷を負わせたり、生命に危険を及ぼすような行為をいいます。

性的虐待

子どもへの性交や、子どもに性器や性交を見せる、などが上げられます。本人が告白するか、家族が気づかないとなかなか顕在化しません。

心理的虐待

大声や脅しなどで恐怖に陥れたり、無視したり、著しくきょうだいと差別をする、自尊心を傷つける言葉を繰り返して使ったり、子どもがドメスティック・バイオレンスを目撃する、などを指します。子どもの心を死なせてしまうような行為です。

ネグレクト

食事を十分に与えない、病気になっても病院へ行かない、汚れた衣服を着続けさせる、乳幼児を自動車の中に放置するなど、健康状態を損なうほどの不適切な養育や子どもの危険についての重大な不注意を言います。また、同居人による虐待行為の放置も含まれます。

へんだな?と思ったら迷わず相談・通告してください。

虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合、**通告義務があります。**

(児童虐待防止法第6条と児童福祉法第25条に規定)

- ・行きすぎではないか(しつけの程度を超えている)
- ・同じことを何度も繰り返している

このように感じたら、まずは虐待を疑いましょう。子育ては喜びが多いと言われるかもしれませんが、子どもが泣き止んでくれないなど、子育てに関する悩みは、親であれば誰もが抱えているものです。子育てに悩んだら、ひとりで悩まずに、まずは相談してください。

中頓別町介護福祉センター

☎6-1995

旭川児童相談所稚内分室

☎0162-32-6171

児童相談所全国共通ダイヤル

☎189 (いちやく)

9もしものときに

子どもの救急

病気編

- **38度以上の熱が出たとき**
- 3カ月未満の赤ちゃんが発熱したとき
- 元気がなく、ぐったりしているとき
- **けいれんしたとき**
- 6カ月未満の赤ちゃんのけいれん
- はじめてのけいれん
- 5分以上続くけいれん
- **咳がひどいときやゼーゼーしている**
- 激しく咳き込み、何度も吐いて、飲んだり食べたりできないとき
- 何かを飲み込んだ疑いがあり、咳き込みが激しいとき
- 呼吸が苦しく横になって眠れない
- **繰り返し吐くとき**
- 便に血が混ざる
- 吐いた物に血液や黄色・緑色の液体が混ざっている
- ぐったりしていて、おしっこの量が少ない
- **腹痛、下痢のとき**
- 何回も吐いたり、機嫌が悪く、便に血が混じっているとき
- またの付け根やオチンチンの袋、大陰唇がいつもと違って腫れている
- 年長児で右下腹部を痛がり、熱があるとき
- 年長児で強い痛みがあり、便に血が混じっているとき
- **発疹がでたとき**
- ゼーゼーしたり、吐いたり、下痢を伴うとき

事故編

- **やけどをしたとき**
 - 範囲がこどもの手のひらより広い
 - 水ぶくれができています
 - 手のひらや、関節のやけど
 - やけどをした部位が白くなっている
 - **頭を打ったとき**
 - 打った部分がへこんでいる
 - 大きなこぶができた
 - 何回も吐き、元気がない
 - **誤飲・誤食**
 - ボタン型電池
 - 大人の医薬品や洗剤、殺虫剤などの医薬品
 - 灰皿の水
 - **繰り返し吐くとき**
 - 便に血が混ざる
 - 吐いた物に血液や黄色・緑色の液体が混ざっている
 - ぐったりしていて、おしっこの量が少ない
- (北海道医師会作成パンフレット参照)



南宗谷消防組合中頓別支署
☎6-2119

北海道小児救急電話相談
☎#8000
(もしくは011-232-1599)

受付時間：19:00～翌朝8:00
※夜間の子どもの急な病気やけがなどの際に、保護者等が専任の看護師や医師から、症状に応じた適切な助言を受けられます